

河南町土砂埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、河南町土砂埋立て等の規制に関する条例（平成28年河南町条例第16号。以下「条例」という。）第7条及び第12条第1項の規定による許可の申請の手続き等に先立って実施する事前の協議（以下「事前協議」という。）に関し必要な事項を定め、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(事前協議書の提出)

第3条 条例に基づく許可申請（変更申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、あらかじめ、土砂埋立て等事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）又は土砂埋立て等変更事前協議書（様式第2号。以下「変更事前協議書」という。）を町長に提出し、協議するものとする。

2 事前協議書には、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

- (1) 埋立て等区域及び施設設置区域（河南町土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成28年河南町規則第28号）第8条第3項第6号に規定する施設設置区域をいう。以下同じ。）の位置図
- (2) 埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図
- (3) 埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図
- (4) 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
- (5) 埋立て等区域及び施設設置区域の公図の写し
- (6) 埋立て等区域及び施設設置区域の土地所有者一覧表
- (7) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書
- (8) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画
- (9) 土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面
- (10) 土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

3 変更事前協議書には、前項の関係書類のうち変更に係る書類を添付するものとする。

4 事前協議書又は変更事前協議書（以下「事前協議書等」という。）及び関係書類の提出部数は、正本及び副本それぞれ1部とする。

5 前項に定めるもののほか、事前協議を行おうとする者は、前項の副本の写しについて、町長が指示する部数を提出するものとする。

（周辺地域の住民への説明会）

第4条 事業計画者は、条例第9条に規定する説明会を開催するときは、あらかじめ、開催の日時及び場所、説明内容等について記載した説明会開催予定報告書（様式第3号）を町長に提出し、協議するものとする。

2 事業計画者は、説明会を開催したときは、速やかに、説明した内容並びに出席者の要望及び意見、それらへの回答等について記載した説明会開催結果報告書（様式第4号）を、具体的に記載した議事録及び録音記録媒体とともに町長に提出し、協議するものとする。なお、録音記録媒体については、説明会参加者の代表（自治会長等）による議事録への署名により代えることができる。

3 事業計画者は、住民への説明会で説明した搬入計画等について、改めて周知する必要がある変更が生じた場合の扱い等に関し、あらかじめ説明会において定めておかなければならない。

（事前協議手続き）

第5条 町長は、事前協議書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、関係部署等と協議調整するものとする。

2 町長は、事業計画者から事前協議書等の提出があったときは、職員に埋立て等区域及びその周辺地域の現地調査を行わせるものとする。

3 町長は、事前協議が整ったときは、事前協議通知書（様式第5号）により事業計画者に通知するとともに事前協議書等を返却するものとする。

4 前項の通知を受けた事業計画者は、関係部署等と協議を行い、協議経過報告書（様式第6号）を作成し、条例第7条の規定に基づく許可申請書に添付しなければならない。

（事前協議の有効期間）

第6条 事前協議書等の有効期間は、町長が事前協議書等を返却した日から起算して1年間とする。

（他法令関係機関との協議及び情報交換）

第7条 埋立て等の計画が、他法令による許認可を要する場合は、事業計画者の責任

において必要な協議を整えなければならない。

2 町長は、埋立て等区域における当該土砂埋立て等の行為に適用される法令等を所管する関係機関に対し、事前協議書等の提出された書類を提供することができる。

(報告の徴収)

第8条 町長は、事業計画者に対し、必要に応じて、関係機関及び関係者等との調整、協議等に関し、報告を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。